平成３０年（フ）第７０号
埼玉県上尾市愛宕１丁目19番６号
債務者　株式会社ワイズ・カンパニー
代表者代表取締役　林　　義一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３４８号
大阪府八尾市桜ケ丘１丁目101番地
債務者　双和興業株式会社
代表者代表取締役　片伯部輝雄
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　諭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３６９号
大阪市生野区巽西２丁目５番11号
債務者　商業グラビヤ印刷株式会社
代表者代表取締役　成尾　恒義
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０号
大阪府河内長野市喜多町175番地の４
債務者　株式会社陽和産業
特別代理人　弁護士　井上　耕史
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７０号
岡山県倉敷市中庄2125―１　カーサナカショウ103号、住民票上の住所岡山県赤磐市下市652番地１　シャルマン・スワロー　203号室
債務者　平井　保幸
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中畑　真哉
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜79番地
債務者　内田　佳香
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野々木靖人
4　破産債権の届出期間　平成30年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
茨城県土浦市下高津１丁目12番22号　パルコートタカツ101、住民票上の住所茨城県石岡市川又1919番地５
債務者　大塚　正純
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　昭
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目38番１号
債務者　黒瀬　市朗
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１７号
愛知県豊橋市下地町字操穴45番地（304）
債務者　岩村　　進
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３１号
兵庫県高砂市北浜町牛谷364番地の１
債務者　飯塚　　崇
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８号
宮城県石巻市のぞみ野３丁目５番地２　市営新立野第一復興住宅Ｅ―304号、前住所宮城県石巻市桃生町永井字土手下240番地　仮設永井団地７－２号
債務者　高橋　雅枝（旧姓福澤）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋渡　宏平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目44番30号　諸見里ハイツ306号室
債務者　比嘉　康昭
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲宗根朝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第２０号
群馬県富岡市妙義町八木連752番地３
債務者　戸屋　　聰
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７０４号
京都府宇治市広野町新成田100番地の73
債務者　高　　匡範
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
兵庫県豊岡市日高町伊府121番地
債務者　前田　克自
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係